



23	短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 <b>A 病院経過型</b>	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
		2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 <b>B 認知症経過型</b>	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	
4 基準適合診療所型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可			
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士			
		緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可			
		特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導			
33	特定施設入居者生活介護	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり		
			夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可		
			特別地域加算	1 なし 2 あり		
43	居宅介護支援		特定事業所加算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	
			特別地域加算	1 なし 2 あり		
51	介護老人福祉施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				重度化対応体制	1 対応不可 2 対応可	
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				看取り介護体制	1 なし 2 あり	
52	介護老人保健施設	1 介護保健施設 2 ユニット型介護保健施設 3 小規模介護保健施設 4 ユニット型小規模介護保健施設		在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	

53	介護療養型医療施設	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 <b>A 病院経過型</b>	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
		2 診療所型 7 ユニット型診療所型	1 I型 2 II型	医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
		3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 <b>B 認知症経過型</b>	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
		身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり			
		特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導			
		リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他			
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員			
		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可			
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制			
		身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり			
		リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他			





26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 <b>A 病院経過型</b>	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
		2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 <b>B 認知症経過型</b>	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	
ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可					
送迎体制	1 対応不可 2 対応可					
栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士					
リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他					
4 基準適合診療所型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可			
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士			
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム 4 高齢者専用賃貸住宅	1 一般型 2 外部サービス利用型			職員の欠員による減算の状況
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	



## 介護報酬の算定構造のイメージ

## 介護サービス

## I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

## II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

## III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注						注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6:1>介護<4:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	経過的要介護 ( 534 単位)	-25単位	×70/100							
		要介護1 ( 701 単位)										
		要介護2 ( 811 単位)										
		要介護3 ( 1,049 単位)										
		要介護4 ( 1,150 単位)										
	要介護5 ( 1,241 単位)											
	b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	経過的要介護 ( 618 単位)										
		要介護1 ( 832 単位)										
		要介護2 ( 942 単位)										
		要介護3 ( 1,180 単位)										
		要介護4 ( 1,281 単位)										
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)看護<6:1>介護<5:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<従来型個室>	経過的要介護 ( 498 単位)									
		要介護1 ( 641 単位)										
		要介護2 ( 750 単位)										
		要介護3 ( 910 単位)										
要介護4 ( 1,066 単位)												
b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)<多床室>	要介護5 ( 1,108 単位)											
	経過的要介護 ( 582 単位)											
	要介護1 ( 772 単位)											
	要介護2 ( 881 単位)											
	要介護3 ( 1,041 単位)											
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)看護<6:1>介護<5:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)<従来型個室>	経過的要介護 ( 473 単位)										
	要介護1 ( 611 単位)											
	要介護2 ( 722 単位)											
	要介護3 ( 873 単位)											
	要介護4 ( 1,030 単位)											
b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)<多床室>	要介護5 ( 1,071 単位)											
	経過的要介護 ( 557 単位)											
	要介護1 ( 742 単位)											
	要介護2 ( 853 単位)											
	要介護3 ( 1,004 単位)											
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	経過的要介護 ( 〇〇 単位)	×70/100	×90/100	×90/100							
		要介護1 ( 〇〇 単位)										
		要介護2 ( 〇〇 単位)										
		要介護3 ( 〇〇 単位)										
		要介護4 ( 〇〇 単位)										
	要介護5 ( 〇〇 単位)											
	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	経過的要介護 ( 〇〇 単位)										
		要介護1 ( 〇〇 単位)										
		要介護2 ( 〇〇 単位)										
		要介護3 ( 〇〇 単位)										
		要介護4 ( 〇〇 単位)										
	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護5 ( 〇〇 単位)										
		経過的要介護 ( 625 単位)										
		要介護1 ( 835 単位)										
		要介護2 ( 945 単位)										
要介護3 ( 1,183 単位)												
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護4 ( 1,284 単位)											
	要介護5 ( 1,375 単位)											
	経過的要介護 ( 625 単位)											
	要介護1 ( 835 単位)											
	要介護2 ( 945 単位)											
(4) 特定病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	要介護3 ( 1,183 単位)											
	要介護4 ( 1,284 単位)											
	要介護5 ( 1,375 単位)											
	経過的要介護 ( 625 単位)											
	要介護1 ( 835 単位)											
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)	×97/100										
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)											
(6) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)											
(7) 緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50単位を加算)											
(8) 特定診療費												

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
- ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

二 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注					注	注
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護職員が基準に定められた看護職員員数の20/100を乗じて得た数未満の場合	医師の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数の30/100を乗じて得た数未満である場合	医師の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数の60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に對して送迎を行う場合
(1) 認知症患者短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護(3:1) 介護(6:1)	経過的要介護 ( 833 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要介護1 ( 1,035 単位)					
			要介護2 ( 1,102 単位)					
			要介護3 ( 1,169 単位)					
			要介護4 ( 1,237 単位)					
	(二) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護(4:1) 介護(4:1)	経過的要介護 ( 944 単位)						
		要介護1 ( 1,146 単位)						
		要介護2 ( 1,213 単位)						
		要介護3 ( 1,280 単位)						
		要介護4 ( 1,348 単位)						
(三) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護(4:1) 介護(5:1)	経過的要介護 ( 743 単位)							
	要介護1 ( 948 単位)							
	要介護2 ( 1,017 単位)							
	要介護3 ( 1,085 単位)							
	要介護4 ( 1,154 単位)							
一般病棟	(四) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護(4:1) 介護(6:1)	経過的要介護 ( 827 単位)	×70/100		-12単位			
		要介護1 ( 1,079 単位)						
		要介護2 ( 1,148 単位)						
		要介護3 ( 1,216 単位)						
		要介護4 ( 1,285 単位)						
(五) 認知症患者短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	経過的要介護 ( 730 単位)							
	要介護1 ( 932 単位)							
	要介護2 ( 999 単位)							
	要介護3 ( 1,066 単位)							
	要介護4 ( 1,134 単位)							
(2) 認知症患者短期経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症患者短期経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 ( 814 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		要介護1 ( 1,063 単位)						
		要介護2 ( 1,130 単位)						
		要介護3 ( 1,197 単位)						
		要介護4 ( 1,265 単位)						
	(二) 認知症患者短期経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 ( 668 単位)						
		要介護1 ( 870 単位)						
		要介護2 ( 937 単位)						
		要介護3 ( 1,004 単位)						
		要介護4 ( 1,072 単位)						
(3) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 ( 779 単位)	×97/100				
			要介護1 ( 981 単位)					
			要介護2 ( 1,048 単位)					
			要介護3 ( 1,115 単位)					
			要介護4 ( 1,183 単位)					
	(二) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型単室室>	経過的要介護 ( 857 単位)						
		要介護1 ( 1,111 単位)						
		要介護2 ( 1,182 単位)						
		要介護3 ( 1,252 単位)						
		要介護4 ( 1,323 単位)						
(4) 特定認知症患者短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 ( 857 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要介護1 ( 1,111 単位)					
			要介護2 ( 1,182 単位)					
			要介護3 ( 1,252 単位)					
			要介護4 ( 1,323 単位)					
	(二) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型単室室>	経過的要介護 ( 760 単位)						
		要介護1 ( 962 単位)						
		要介護2 ( 1,033 単位)						
		要介護3 ( 1,103 単位)						
		要介護4 ( 1,174 単位)						
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)							
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)							
(6) 療養加算 (1日につき 23単位を加算)								
(7) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)								
(8) 特定診療費								

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

3 介護療養施設サービス  
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注						
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	
(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1>介護<4:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 671 単位)											
			要介護2 ( 781 単位)											
			要介護3 ( 1,019 単位)											
			要介護4 ( 1,120 単位)											
			要介護5 ( 1,211 単位)											
			要介護1 ( 782 単位)											
	(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1>介護<5:1>	b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護2 ( 892 単位)											
			要介護3 ( 1,130 単位)											
			要介護4 ( 1,231 単位)											
			要介護5 ( 1,322 単位)											
			要介護1 ( 611 単位)											
			要介護2 ( 720 単位)											
(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<6:1>介護<6:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <従来型個室>	要介護3 ( 880 単位)												
		要介護4 ( 1,036 単位)												
		要介護5 ( 1,078 単位)												
		要介護1 ( 722 単位)												
		要介護2 ( 831 単位)												
		要介護3 ( 991 単位)												
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護4 ( 1,147 単位)												
		要介護5 ( 1,189 単位)												
		要介護1 ( 581 単位)												
	(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護2 ( 692 単位)												
		要介護3 ( 843 単位)												
		要介護4 ( 1,000 単位)												
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護5 ( 1,041 単位)												
		要介護1 ( 692 単位)												
		要介護2 ( 803 単位)												
	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護3 ( 954 単位)												
		要介護4 ( 1,111 単位)												
		要介護5 ( 1,152 単位)												
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)														
注 外泊時費用			入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定											
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定											
注 試行的退所サービス費			入院患者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、〇月につき〇日を限度として1日につき〇〇単位を算定。(2)の基本単位に限る。)											
(4) 初期加算 (1日につき +30単位)														
(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a.退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合											
		b.退院時指導加算 (400単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合											
		c.退院時情報提供加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合											
		d.退院前連携加算 (500単位)												
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)													
(6) 栄養管理体加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)													
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)													
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)														
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)														
(9) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)													
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)													
(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)														
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)														
(12) 特定診療費														

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注						
				入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,005 単位)	×70/100		×90/100		×90/100	
			要介護2 (1,072 単位)							
		要介護3 (1,139 単位)								
		要介護4 (1,207 単位)								
		要介護5 (1,274 単位)								
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (1,116 単位)							
		要介護2 (1,183 単位)								
	一般病院	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護2 (1,250 単位)						
			要介護3 (1,318 単位)							
		要介護4 (1,385 単位)								
		要介護5 (1,452 単位)								
		要介護1 (947 単位)								
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護2 (1,018 単位)							
		要介護3 (1,088 単位)								
	(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護4 (1,159 単位)						
要介護5 (1,229 単位)										
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (1,058 単位)							
		要介護2 (1,129 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)		大学病院等	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護3 (1,199 単位)						
	要介護4 (1,270 単位)									
	一般病院	b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型個室>	要介護1 (1,029 単位)							
			要介護2 (1,098 単位)							
			要介護3 (1,166 単位)							
(4) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護4 (1,235 単位)							
		要介護5 (1,303 単位)								
	(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (932 単位)							
		要介護2 (999 単位)								
		要介護3 (1,066 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護4 (1,124 単位)							
			要介護5 (1,192 単位)							
	一般病院	b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型個室>	要介護1 (1,029 単位)							
			要介護2 (1,098 単位)							
			要介護3 (1,166 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護4 (1,215 単位)							
			要介護5 (1,282 単位)							
	一般病院	b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型個室>	要介護1 (840 単位)							
			要介護2 (907 単位)							
			要介護3 (974 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護4 (1,042 単位)							
			要介護5 (1,109 単位)							
	一般病院	b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型個室>	要介護1 (951 単位)							
			要介護2 (1,018 単位)							
			要介護3 (1,085 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護4 (1,153 単位)							
			要介護5 (1,220 単位)							
	一般病院	b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型個室>	要介護1 (900 単位)							
			要介護2 (967 単位)							
			要介護3 (1,034 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護4 (1,119 単位)							
			要介護5 (1,186 単位)							
	一般病院	b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型個室>	要介護1 (1,119 単位)							
			要介護2 (1,186 単位)							
			要介護3 (1,253 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護4 (1,321 単位)							
			要介護5 (1,388 単位)							
	一般病院	b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型個室>	要介護1 (1,061 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)							
			要介護3 (1,202 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護4 (1,273 単位)							
			要介護5 (1,343 単位)							
	一般病院	b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型個室>	要介護1 (1,061 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)							
			要介護3 (1,202 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護4 (1,273 単位)							
			要介護5 (1,343 単位)							
	一般病院	b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型個室>	要介護1 (1,061 単位)							
			要介護2 (1,132 単位)							
			要介護3 (1,202 単位)							

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)

注 外泊時費用

注 他科受診時費用

(4) 初期加算 (1日につき +30単位)

(5) 退院時指導等加算  
 (一) 退院時指導加算  
 a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)  
 b 退院時指導加算 (400単位)  
 c 退院時情報提供加算 (500単位)  
 d 退院前連携加算 (500単位)  
 (二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)

(6) 栄養管理体制加算  
 (一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)  
 (二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)

(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)

(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)

(9) 経口維持加算(1日につき)  
 (1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)  
 (2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)

(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)

(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)

(12) 特定診療費

入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定  
 入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

注  
 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合  
 注  
 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合  
 注  
 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

# 介護報酬の算定構造のイメージ

## 介護予防サービス

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注					注	注	注	注	注										
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合									
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6.1>介護<4.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 534 単位)	-25単位	×70/100																
		要支援2 ( 667 単位)																			
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多居室>	要支援1 ( 618 単位)																		
		要支援2 ( 772 単位)																			
		(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)看護<6.1>介護<5.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>										要支援1 ( 498 単位)								
			要支援2 ( 622 単位)																		
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)看護<6.1>介護<6.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 582 単位)																		
		要支援2 ( 727 単位)																			
	(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要支援1 ( 〇〇 単位)										×70/100	×90/100	×90/100						
			要支援2 ( 〇〇 単位)																		
		(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<多居室>	要支援1 ( 〇〇 単位)																		
			要支援2 ( 〇〇 単位)																		
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)		(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 ( 625 単位)	×97/100																	
			要支援2 ( 781 単位)																		
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援1 ( 625 単位)																			
		要支援2 ( 781 単位)																			
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算(1日につき 12単位を加算)																				
	(二) 栄養士配置加算(1日につき 10単位を加算)																				
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)																				
(6) 特定診療費																					

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注																																																					
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合																																																					
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室> 看護<3:1> 介護<6:1>	要介護1 ( 833 単位)	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																																																							
			要介護2 ( 993 単位)																																																											
		b. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 ( 944 単位)	×70/100	×90/100		-12単位			×90/100																																																				
			要介護2 ( 1,098 単位)																																																											
		a. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 766 単位)	×70/100	×90/100					-12単位			×90/100																																																	
			要介護2 ( 934 単位)																																																											
	一般病院	b. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 ( 850 単位)													×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																																											
			要介護2 ( 1,039 単位)																																																											
		a. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 743 単位)																			×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																																					
			要介護2 ( 906 単位)																																																											
		b. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 ( 827 単位)																									×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																															
			要介護2 ( 1,011 単位)																																																											
		a. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 730 単位)																															×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																									
			要介護2 ( 890 単位)																																																											
		b. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 ( 814 単位)																																					×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																			
			要介護2 ( 995 単位)																																																											
		a. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 668 単位)																																											×70/100	×90/100	-12単位	×90/100													
			要介護2 ( 828 単位)																																																											
		b. 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 ( 779 単位)																																																	×70/100	×90/100	-12単位	×90/100							
			要介護2 ( 933 単位)																																																											
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a. ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 ( 946 単位)	×70/100			×90/100		-12単位	×90/100																																																					
		要介護2 ( 1,101 単位)																																																												
	b. ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 946 単位)					×70/100				×90/100	-12単位																																																×90/100		
		要介護2 ( 1,101 単位)																																																												
	a. ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 ( 857 単位)		×70/100	×90/100					-12単位			×90/100																																																	
		要介護2 ( 1,048 単位)																																																												
	b. ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 857 単位)														×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																																											
		要介護2 ( 1,048 単位)																																																												
(4) 栄養管理体制加算	管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)	要介護1 ( 946 単位)																				×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																																					
		要介護2 ( 1,101 単位)																																																												
	栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)	要介護1 ( 946 単位)																										×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																															
		要介護2 ( 1,101 単位)																																																												
	a. ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 ( 857 単位)																																×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																									
		要介護2 ( 1,048 単位)																																																												
	b. ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 857 単位)																																						×70/100	×90/100	-12単位	×90/100																			
		要介護2 ( 1,048 単位)																																																												
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)																																													×70/100	×90/100	-12単位	×90/100													
(6) 特定診療費																																																														

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目